

## 白馬村健康づくり団体活動事業補助金交付要綱

（令和8年 月 日）  
白馬村告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、本村で活動する団体等が健康づくり、疾病予防、及び健康の保持増進（以下「健康づくり」という。）を目的とした事業を実施した場合に、その費用に対し補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年規則第1号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する村内において活動し、村民を主体とした団体等とする。

- (1) 行政区
- (2) 区民を主体としたグループ
- (3) ボランティア活動団体・サークル
- (4) 5人以上で構成され、代表者を置く任意の住民グループ
- (5) その他村長が適当と認めた任意団体

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、参加者数が10名以上の、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 健康づくりに関する講演会、講習会又は研修会
- (2) 栄養、運動、介護予防、メンタルヘルス等に関する健康増進活動
- (3) 体操教室、ウォーキング、健康測定会等の住民参加型の健康づくり活動
- (4) その他健康づくりの推進に資すると村長が認める事業

2 前項の事業は、他の補助金等の交付を受けていないものに限る。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師謝金及び講師旅費
- (2) 会場使用料
- (3) 健康づくり用品等の借用料又はレンタル料
- (4) 資料印刷費、簡易測定用品等の消耗品費
- (5) その他村長が必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 飲食に要する経費
- (2) 景品、記念品等の購入費
- (3) その他村長が不相当と認める経費

(補助金の額及び補助回数)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内とし、1事業につき5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1団体につき1年度当たり3回以内とし、合計15,000円を限度とする。

3 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

(実施計画及び交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、事業実施前に、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 白馬村地域健康づくり団体活動実施計画書兼補助金交付申請書（様式第1号）

(2) その他村長が必要と認める書類

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 補助団体が前項により申請した事業を実施が完了したときは、次に掲げる書類を年度末までに村長に提出しなければならない。

(1) 白馬村地域健康づくり団体活動実施報告書兼補助金交付請求書（様式第2号）

(2) 領収書その他支出を証する書類

(3) その他村長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第8条 村長は、前条の実施報告書を受理したときは、実施報告書及び関係書類の記載事項を審査し、交付の可否を決定し、当該申請者に白馬村健康づくり団体活動事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた申請団体に対しては、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(台帳の整備)

第10条 村長は、補助金の交付状況を常に明確にするため、白馬村健康づくり事業補助金交付申請受付簿兼補助金交付（不交付）者台帳（様式第4号）を整備するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号  
様式第2号  
様式第3号  
様式第4号